

地区計画の区域内における行為の届出書

年 月 日

相模原市長 殿

届出者 住 所 _____
 氏 名 _____ (印)
 電話番号 _____

連絡先：住 所 _____

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の建築又は工作物の建設
- 建築物等の用途の変更
- 建築物等の形態又は意匠の変更
- 木竹の伐採

会社名 _____
 担当者名 _____
 電話番号 _____

_____ について、下記により届け出ます。

記

- 1 行為の場所 相模原市 _____
- 2 行為の着手予定日 年 月 日
- 3 行為の完了予定日 年 月 日
- 4 設計又は施行方法

(1) 土地の区画形質の変更		区域の面積 m²			
建 築 工 作 物 の 建 築 又 設	(イ) 行為の種類別		(建築物の建築・工作物の建設)		
			(新築・改築・増築・移転)		
	(ロ) 設 計 の 概 要		届出部分	届出以外の部分	合計
		(i) 敷地面積			m ²
		(ii) 建築又は建設面積	m ²	m ²	m ²
		(iii) 延べ面積	m ²	m ²	m ²
(iv) 高さ	(v) 用途				
地盤面から m	(vi) 垣又はさくの構造				
(3) 建築物等の用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積 m²	(ロ) 変更前の用途	(ハ) 変更後の用途		
(4) 建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容				
(5) 木竹の伐採	伐採面積 m²				

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 4 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 5 都市計画法第12条の9に規定する内容を定めた地区整備計画の区域内における建築物の建築又は用途の変更については、次によること。
- (1) 当該建築物の建築については、(2)(ロ)(iii)延べ面積欄の()の中に当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。用途の変更があわせて行われるときは、用途変更後の住宅の用途に供する部分の延べ面積を記載すること。
- (2) 当該建築物の用途の変更については、(2)(ロ)(i)敷地面積の合計欄及び(2)(ロ)(iii)延べ面積の合計欄(同欄中の())は用途変更後の当該建築物の住宅の用途に供する部分の延べ面積の合計欄についても記載すること。
- 6 同一の土地の区域について二以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出書によることができる。

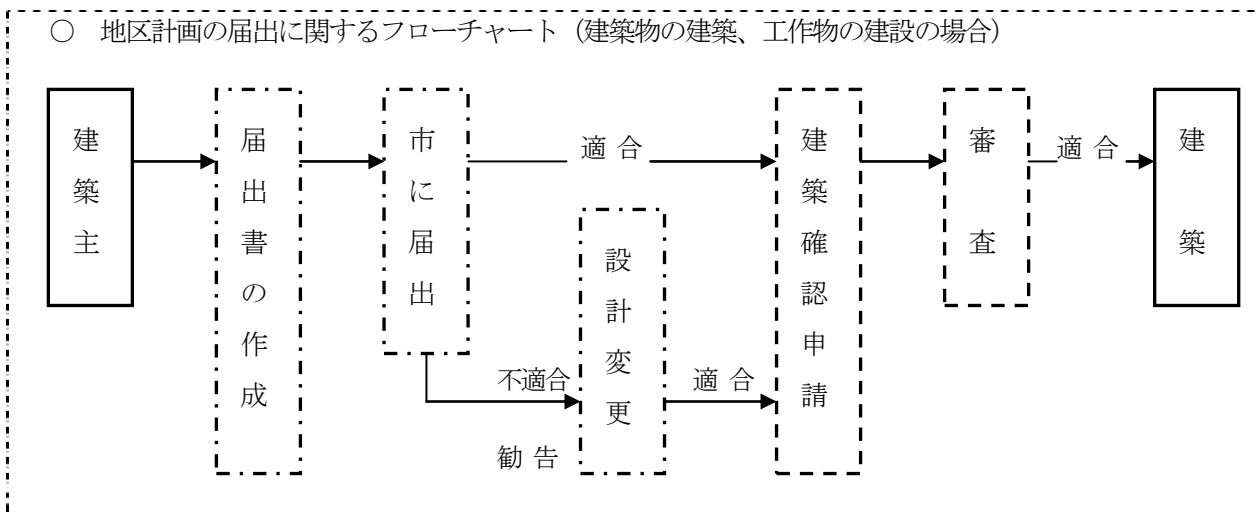
※ 処 理 欄	都市計画法第58条の2第1項の規定に基づく届出	地区 第 一 号
----------------------------	--------------------------------	-----------------

※ 印のある欄は記入しないでください。

注 意 事 項

◎ 地区計画に定められた計画の実現を図るため、地区内で行われる建築物の建築や開発行為などは、地区計画の内容に適合していなければなりません。

○ 地区計画の届出に関するフローチャート（建築物の建築、工作物の建設の場合）



1. この届出書は、当該行為に着手する日の30日前までに提出してください。
2. この届出書は、街づくり支援課へ提出してください。
3. この届出書には、次の図書を添付してください。

※届出書は、2部（正本・副本）提出してください。

※代理者による届出の場合は、委任状を添付してください。

(1) 建築物の建築、工作物の建設又は、これらの用途の変更の場合

図書の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物等
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、敷地の接する道路の位置及び幅員、敷地面積の求積、壁面の位置の後退距離及び制限距離(壁面の位置の制限がある場合)、垣又はさくの構造(垣又はさくの構造の制限がある場合)、当該敷地と周囲との高低差記入(よう壁等を含む) ※壁面の位置の後退距離については、境界線から建築物の壁またはこれに代わる柱の面までの有効寸法であること。
各階平面図	縮尺、方位、間取、各室の用途、開口部の位置、面積表等
二面以上の立面図	縮尺、開口部の位置、壁面の位置の後退距離及び制限距離(壁面の位置の制限がある場合)、屋根・外壁の形状・材料・色彩(建築物の形態又は意匠の制限がある場合) ※壁面の位置の後退距離については、境界線から建築物の壁またはこれに代わる柱の面までの有効寸法であること。

・各階平面図は建築物である場合に限る。

(2) その他、必要に応じて参考となるべき事項を記載した図書

- ・土地区画整理事業施行地区内の場合には、位置図・仮換地指定図等を添付してください。
- ・その他、市が必要に応じて求める図書

(3) 土地の区画形質の変更の場合

(4) 建築物又は工作物の形態又は意匠の変更の場合

(5) 木竹の伐採の場合

都市計画法施行規則第43条の9
による添付図書を参考にして
ください。